



平成 23 年 7 月 20 日

各 位

会 社 名 セントケア・ホールディング株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 村上 美晴
(J A S D A Q ・ コード番号 2 3 7 4)
問 合 せ 先 常務取締役管理本部長 関根 竜哉
(TEL. 0 3 - 3 5 3 8 - 2 9 4 3)

当社子会社による少額短期保険業の開始に関するお知らせ

当社子会社であるセント・プラス少額短期保険株式会社は、本日平成23年7月20日付で関東財務局へ事業開始届を提出し、少額短期保険業を開始することといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 少額短期保険業への参入趣旨

現在、当社グループの主たる事業である介護業界においては、介護保険給付の財源問題が存在しており、将来的には生活支援サービスに対する介護給付費が確保できるかが重要な課題となっております。このような環境の中で、当社グループといたしましては新たに要介護者の生活支援部分をカバーする民間保険を開拓し、中高齢者が抱える生活支援サービス領域における介護の不安解消を目的として、少額短期保険業へ参入することといたしました。

2. これまでの経過

平成 22 年 7 月 6 日	会社設立
平成 23 年 6 月 28 日	関東財務局から少額短期保険業者としての登録完了通知を受領
平成 23 年 7 月 1 日	商号をセント・プラス少額短期保険株式会社に変更
平成 23 年 7 月 20 日	少額短期保険業を開始

3. 新たな事業の概要

(1) 新たな事業の内容

- ① 保険業法等の法令に基づく少額短期保険業において、いわゆる第三分野の保険領域にて介護費用補償保険の開発・販売を行います。
- ② 取扱商品
 - ✓ 院内介助費用補償保険
 - ✓ 調理費用補償保険
 - ✓ 介護保険上乗せ費用補償保険

③ 事業の特徴

- ✓ 中高齢者の方々、介護が必要な方や介護が必要となることの不安を感じている方々へ向けた保険です。
- ✓ 保険対象年齢は、60歳～100歳までで、初回契約は要介護2まで、二回目以降の再契約は、要介護5までの方が加入できます。
- ✓ 給付金の支払いは、要介護3以上の認定を受け、かつ各保険の補償対象となる事由が発生したときとなります。
- ✓ 介護の現場からの声を集約し、公的介護保険の延長上にある領域と生活支援領域に特化します。
- ✓ 販売チャネルは、代理店販売（媒介）と郵送方式による直接販売で、代理店網については、セントケア・グループ、それ以外に広く医療および介護業界の方々との協業にて構築して参ります。

(2) 当該事業を担当する子会社の概要（平成23年7月1日現在）

商 号 : セント・プラス少額短期保険株式会社
(旧商号: セントケア少額短期準備株式会社)
登 録 番 号 : 関東財務局長（少額短期保険）第59号
代表者の役職・氏名 : 代表取締役社長 和田 光正
住 所 : 東京都中央区京橋2-8-5 京橋富士ビル6階
電 話 : 03-5524-6501
F A X : 03-5250-6767
資 本 金 な ど : 150 百万円（資本準備金 60 百万円を含む）
設 立 年 月 日 : 平成22年7月6日
当 社 の 持 株 比 率 : 100%

4. 事業開始日

平成23年7月20日

5. 今後の見通し

本件による当社業績への影響につきましては軽微であります。当社の連結業績に重要な影響が生じる場合には、直ちに適時開示いたします。

以上



セント・プラス
少額短期保険

■少額短期保険会社に関するお問合せ先

セント・プラス少額短期保険株式会社 03-5524-6501